

## ＜推薦に当たっての留意事項＞

### はじめに

2018 年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生〔特別枠（2017 年度採択）〕の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm)

→国費外国人留学生制度について：実施要項等

大学推薦に関して不明な点等があれば、適宜、国費外国人留学生御担当者から文部科学省まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則メール（[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)）にて相談すること。

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

TEL：03-5253-4111(内線 2624) E-mail：[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)

※(a)を@に変えて送信願います。

### 1 採用枠について

- (1) 原則として、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の採択時にプログラムごとに通知した優先配置人数の範囲内で、大学からの推薦に基づき採用するが、文部科学省においては外形的要件（国籍、年齢、推薦可能者数、学業成績係数等）の確認を行うため、各大学は優先配置人数の範囲内において、他の枠と同様に、募集要項に記載された要件を必ず満たす者を推薦すること。要件を満たさない者は審査対象としない。
- (2) 特別枠で採用された者に関しては、標準修業年限に至る前に採択されたプログラムの優先配置期間が終了した場合、当該留学生の標準修業年限まで奨学金の支給を受けることができる。ただし、奨学金支給期間の延長申請（特別枠及び区分Ⅱ）は対象としない。また、大学推薦（研究留学生（一般枠））での応募も認めない。
- (3) 文部科学省に提出された申請書類に対し、安全保障貿易管理の観点から外務省において確認を行うため、各大学においては「3（2）⑥」に記載した確認を十分行った上で推薦すること。
- (4) 2013 年度採択の特別プログラムの特別枠の募集通知は別途行う。

### 2 学業成績係数、成績報告及び成績基準を下回る者の辞退手続きについて

- (1) 優秀な留学生を獲得するため、直近 2 年間の学業成績係数が 3 点満点で 2.30 以上の者を応募対象とする。
- (2) 特別枠で採用された者の修学中の学業成績基準について、1 年毎の各時点における学業成績係数 2.30 又は大学が定める成績基準（特別プログラム申請時に申告した基準）を下回ったときは、国費外国人留学生の身分を喪失する。

(3) 各プログラムは、特別枠採用者全員について、各学年の終了時点で1学年分の成績を基に学業成績係数を算出し、文部科学省へ報告すること。そのうち、当該成績基準を下回った者については、国費外国人留学生の辞退手続きを行うこと。

(4) 成績報告の時期・方法については別途文部科学省が指定するが、下記の例のように、成績算出・文部科学省への報告・辞退者確認・辞退手続きを当該の1学年度内に行う予定である。

(例) 1学年度が10月開始・9月終了の特別プログラムの場合

～8月中：各プログラムにて、学期末試験終了後、1学年分の成績を算出

9月上旬：各プログラムより文部科学省へ成績報告

9月中旬：成績基準を下回る者がいた場合、当該プログラムより文部科学省へ国費外国人留学生の辞退届提出

9月中：当該国費外国人留学生の奨学金支給期間終了

10月：新学年度開始

### 3 推薦対象者について

(1) 次のいずれかに該当する者を推薦すること。

- ① 大学間等交流協定に基づき相手国大学から公式に推薦を受けた者
- ② ①の場合以外で当該大学と交流実績（交流実績には、組織間交流以外の交流も含む）のある相手国大学の学長又は部科長相当以上の者からの公式の推薦を受けた者
- ③ その他、大学としては交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者として受入れ大学の長が推薦する者

(2) 推薦にあたっては次の点に留意すること。

- ① 日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。（また、申請時に二重国籍等により、日本国籍を有する者でないことをよく確認すること。）
- ② 過去に国費外国人留学生であった者については、奨学金支給期間終了後、採用時（奨学金支給開始月）までに3年以上の教育・研究の経験のある者でなければ採用の対象とならない。ただし、大学学部を卒業した日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム留学生については、3年以内であっても採用の対象となる。（その旨を推薦調書【別紙様式1】の所定欄に記載すること。）
- ③ 複数の大学による同一人物の2018年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生（大学推薦）への重複推薦及び日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度（留学生交流支援制度）との併給は、認めない。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者にかかる全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

<重複推薦の例>

- ・ A大学から文部科学省へ、2018年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生（大学推薦（特別枠））として推薦
- ・ B大学から文部科学省へ、2018年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生（大学推薦（一般枠））として推薦

重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に、学内選考の結果「2018年度奨学金支給開

始」の「日本政府（文部科学省）奨学金制度のプログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを学生に通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認した上で推薦すること。

また推薦後は、2018年4月中旬までに、当該大学から推薦されたことをメールや書面等記録の残る形で通知すること。

- ④ 募集要項「1（6）」の1段落目については、昨年度と同様に受験結果が審査に影響したりするものではない。変更点は、今年度は日本語又は英語の能力を客観的に示すために外部試験の受験を促していることである。
- ⑤ 募集要項「1（10）⑤」の「奨学金支給期間開始前に帰国すること」とは、奨学金支給期間2か月程度前から奨学金支給期間開始月までの間に帰国することをいう。申請時において、帰国することが確実であることを、確認すること。
- ⑥ 平成18年3月24日付け17文科際第217号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」等に記されている大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針及び平成21年11月24日付け21文科高第264号「大学及び公的研究機関における輸出管理について」を十分認識の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野を希望する学生については、本人の研究計画及び学習背景について面接等により十分に確認し、推薦を行わないこと。その際、経済産業省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に関する機微技術管理ガイダンス」等に留意すること。

【大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について】

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu8/toushin/06082811/015/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu8/toushin/06082811/015/001.htm)

【安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機械用）】

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

【国際連合安全保障理事会決議第1737号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）（平成19年4月26日付け19文科際第24号）】

※国公立大学長宛に通知済み

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1285442.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285442.htm)

【外国ユーザーリスト（平成29年8月9日改正）】

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/hp/170809-3.pdf>

#### 4 学内募集・選考等

（1）留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。

（2）選考は全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に係る資料（採択プログラム毎に作成）を申請書等と併せて提出すること。（募集要項「5（3）」を参照。）

特に、特別枠の場合は、募集・選考に係る資料の中でプログラムへの応募者数、採用者数などについても記載すること。

なお、候補者に対しては、当該大学教員が、可能な限り面接を実施すること。（面接を行うこ

とができない場合は、電話・メール等によるインタビューを適切に実施すること。)

(3) 推薦可能者数は、特別プログラム採択時に文部科学省が通知した優先配置人数とする。

(4) 採択プログラム毎に、推薦順位を付した上で推薦すること。

(5) 特別枠については、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(報告書)において、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視しており、また、候補者が重点地域以外の特定国に偏ることがないように、以下の基準により推薦すること。なお、重点地域の国については、(独)日本学生支援機構のホームページにて確認可能。

【重点地域及び留学コーディネーター配置国・地域一覧】

[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study\\_j/scholarship/shoureihi/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/23/h30jutenkokulist.pdf](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2017/10/23/h30jutenkokulist.pdf)

① 重点地域以外の国籍国からの推薦者数は、採択プログラム毎に、推薦者数全体の25%以下とすること。(下表参照)

○ : 25%以下

× : 25%を超過

推薦者数計	内訳 (左数字：重点地域からの推薦者数/右数字：重点地域以外からの推薦者数)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3名	○ 3 / 0	× 2 / 1	× 1 / 2	× 0 / 3						
4名	○ 4 / 0	○ 3 / 1	× 2 / 2	× 1 / 3	× 0 / 4					
5名	○ 5 / 0	○ 4 / 1	× 3 / 2	× 2 / 3	× 1 / 4	× 0 / 5				
6名	○ 6 / 0	○ 5 / 1	× 4 / 2	× 3 / 3	× 2 / 4	× 1 / 5	× 0 / 6			
7名	○ 7 / 0	○ 6 / 1	× 5 / 2	× 4 / 3	× 3 / 4	× 2 / 5	× 1 / 6	× 0 / 7		
8名	○ 8 / 0	○ 7 / 1	○ 6 / 2	× 5 / 3	× 4 / 4	× 3 / 5	× 2 / 6	× 1 / 7	× 0 / 8	

② 重点地域以外の国籍国からの推薦者数が推薦者全体の25%を超過する場合(上表の×のパターン)、理由書提出による措置は取らないため、文部科学省への提出前に推薦者数を調整すること。

③ 文部科学省に提出された推薦者について、重点地域以外の国籍国からの推薦者数が推薦者全体の25%を超過している場合は、推薦者数全体の25%以下に収まるまで、重点地域以外の国籍国の候補者を推薦順位下位順から要件外不採用とする。なお、提出期限以降の推薦者の補充は認めない。

(例) 推薦者数計8名で、内訳が重点地域国5名、重点地域以外国3名の場合

→ 重点地域国5名に対して、重点地域以外が「25%以下」となるため、重点地域以外国の推薦順位第2位及び第3位の2名を要件外とする。(→ この結果、重点地域国5名、重点地域外国1名、推薦者数計6名となり、25%以下に収まる)

(6) 学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生等（非正規課程や日本語教育機関等）の成績を含めずに直近2年間の学業成績係数を算出すること。また、学業成績係数は原則各年度で算出し、年度途中の場合はその成績を含めないこと。ただし、セメスター制度を採用しており、前期の成績が判明している場合は、その成績が判明している直近2年間の学業成績係数を算出すること。

なお、複数の大学等の成績により算出する場合には、後述の〔学業成績係数の算出方法〕に基づき、算出基準を合わせることに。

また、「総合成績評価報告書【別紙様式3】」の作成に要した書類は各大学において適切に保管するものとし、文部科学省の求めに応じて提出できるようにしておくこと。

#### 〔学業成績係数の算出方法〕

下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区 分	成 績 評 価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

- (注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。
- (注2) 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。ただし、直近2年間に含まれる編入学前の成績評価（現大学の直前に在籍していた学校における成績）が編入学後の単位に反映されていない場合は、編入学前の成績評価をもとにして算出すること。
- (注3) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。
- (注4) 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てること。
- (注5) 現在在籍している大学の学業成績が2年に満たない場合かつ学業成績を半期毎で判定している場合で、それ以前に在籍していた大学が学業成績を学年毎で算出しているため1年未満の端数が生じる場合は、直近2.5年間の成績により学業成績係数を算出する。

係数の算出ができない場合は、算出できない理由を「総合成績評価報告書【別紙様式3】」に記載し、学業成績係数が2.30以上に相当すると判断した根拠として以下の条件を満たした書類の写しを提出すること。これ以外の根拠は認めない。

- 募集要項「5（3）②」の「サ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（受入れ予定大学長あてのもの）」に、大学若しくは学部、又は大学院若しくは研究科での成績順位が上位30%以内であるとみなされることが示されていること。（※別途、大学で写しを保管すること。）

なお、計算の結果、学業成績係数が2.30未満の者を推薦することは、上記推薦状提出をもってしても認めない。

## 5 文部科学省への推薦について

(1) 申請書類については、必ず文部科学省のホームページに掲載する最新の様式を使用すること。

(2) 別紙様式1及び2については、電子データも提出期間内にメールにて提出すること。ファイル名は、大学番号(6桁)に大学名、特別枠、プログラム番号を付けることとし、メールの件名も例のとおり記入すること。特別枠については、プログラム毎にファイルを作成すること。

(例) メール の 件 名 : 123456 大学推薦〇〇大学 (研究 2017 特別)

ファイル名 : 123456 大学推薦〇〇大学 (研究 2017 特別) 17xxx

(3) 申請留学生の氏名(中国人留学生は必ず漢字表記を付すこと。(電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。))、生年月日、国籍、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。

(4) 募集要項「5(3)①」に示した文部科学省への提出書類ア～カは、公文書に添付すること。(公文書は採択プログラム毎に1枚とすること。)

(5) 「オ 申請書」及び「カ 専攻分野及び研究計画」は、それぞれ個人ごとに左肩ホチキス止めし、プログラム毎に1部の書類を別紙様式番号順に並べた後(イ→エ)、申請者毎に1部の書類を推薦順位順に並べた上で別紙様式番号順(ア→ウ→オ&カ)に並べ、枠ごとにまとめて角2封筒に封入すること。「サ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状」を提出する場合は、「ウ 総合成績評価報告書」の後ろに並べること。

(6) 封筒の表に、「大学番号(6桁) 大学推薦(研究 2017 特別) プログラム番号 申請書類在中」と朱書きすること。また、必ず採択プログラム毎に封筒を分けること。

(7) 申請書類の提出期間

①2018年4月期渡日者

提出期間: 2018年1月9日(火) ~ 2018年1月11日(木) 必着

②2018年10月期渡日者

提出期間: 2018年3月19日(月) ~ 2018年3月29日(木) 必着

提出期間後の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。

提出後の申請取り下げ、追加申請及び推薦順位繰り上げは認めない。

(8) 申請書類の提出先

①2018年4月期渡日者

書類提出先: 〒112-0014 東京都文京区関口1-24-8 東宝江戸川橋ビル5階  
テントセント株式会社 国費受付係

電子データ提出先: daigaku2018(a)tentosento.com

②2018年10月期渡日者

提出先は2018年3月14日(水)までに、文部科学省ホームページの「2018年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項 研究留学生(大学推薦)」掲載箇所にて公開する。

※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

- ※ 上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。
- ※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、(独)日本学生支援機構が発出した「平成29年度国費外国人留学生に係る『給与(奨学金)』『渡日・帰国旅費』『期間終了後調査』及び『教育費』について(通知)」(平成29年3月7日付け学支国奨第484号)にて通知したパスワードを設定すること。
- ※ 上記電子データ提出先の(a)は、@に変えて送信すること。

## 6 採用方針について

「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の採択時に通知した国費外国人留学生の優先配置人数の範囲内で採用する。ただし延長申請で使用した枠を差し引いた人数とする。なお、所定の人数を超過して推薦した場合は、重点地域割合のルールに沿って、推薦順位上位者から採用する。

## 7 その他

(1) 結果通知については、以下の日を目途に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。

①2018年4月期渡日者

結果通知：2018年2月中(予定)

②2018年10月期渡日者

結果通知：2018年6月中(予定)

※結果通知時期に関する質問は、2018年7月2日(月)以降にメールで行うこと。

(2) 文部科学省からの結果通知前から辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

(3) 大学推薦による採用者は、当該大学で教育・研究指導を受けることを条件とし、他大学への進学・転学は認めていないので予め候補者に周知すること。国費外国人留学生として他大学への進学が認められている大使館推薦と混同しないよう、採用時のみではなく、進学に関わる入試時期にも重ねて周知徹底すること。

(4) 大学推薦により採用された者の教育費(入学金、検定料、授業料等)については、当該大学の負担とする。

(5) 2016年度募集より、個人情報についての規定を設けている。日本政府の実施する留学生事業(就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善)への利用及び外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定している。例年採用時に提出を求める誓約書にて承諾を求めるため、予め候補者に周知すること。